

山武市成東駅前観光交流センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、山武市成東駅前観光交流センター条例（平成29年山武市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請及び許可)

**第2条** 条例第8条第1項の規定により、山武市成東駅前観光交流センター（以下「センター」という。）の貸出スペース（フリースペース及び会議室）及び待合所の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山武市成東駅前観光交流センター使用許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、学習の場として使用する際、使用受付簿に必要事項を記載し管理者（「管理者」とは、センターの管理及び案内等の業務を行う者をいう。）の了解を得た場合は、この限りでない。

- 2 市長は、センターの使用を許可するときは、申請者に山武市成東駅前観光交流センター使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 3 第1項の申請の受付時間はセンターの開館日の午前9時から午後5時まで、受付期間は次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者が山武市に在住又は勤務をする者であるとき 使用しようとする日の3か月前の月の1日から3日前まで

(2) 前号に掲げる者以外の者 使用しようとする日の2か月前の月の1日から3日前まで

- 4 センターの利用時間は開館日の午前9時から午後8時までとし、貸出スペース（フリースペース及び会議室）の平日午後4時から8時までは原則学生等への学習の場として提供する。

(使用許可の変更等)

**第3条** 前条の規定により、貸出スペース（フリースペース及び会議室）及び待合所の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の変更又は取消しをしようとするときは、速やかに山武市成東駅前観光交流センター使用変更取消申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による変更の届出があったときは、市長は、管理運営上支障がない場合に限り、山武市成東駅前観光交流センター使用変更取消許可書（別記第4号様式）により変更取消の許可を

するものとする。

(使用の許可の取消し等)

**第4条** 条例第10条の規定によりその使用を取り消し、又は中止した場合は、市長は、当該使用を取り消され、又は中止された者に山武市成東駅前観光交流センター使用許可取消通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

(原状回復の義務)

**第5条** 使用者は、使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。条例第10条及び第15条の規定により使用許可を取り消された場合も、また同様とする。

(特別使用の許可の申請)

**第6条** 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、山武市成東駅前観光交流センター特別使用許可申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第2条第3項の規定は、前項の申請について準用する。

(特別使用の許可)

**第7条** 市長は、前条の規定により山武市成東駅前観光交流センター特別使用許可申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、山武市成東駅前観光交流センター特別使用許可書（別記第7号様式）を申請者に交付するものとする。

(特別使用の許可の取消し等)

**第8条** 条例第15条の規定によりその使用を取り消し、又は中止した場合は、市長は、当該使用を取り消され、又は中止された者に山武市成東駅前観光交流センター特別使用許可取消通知書（別記第8号様式）を交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

**第9条** 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 壁、柱、棚等に貼り紙をし、又はくぎ類等を打たないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食はしないこと。
- (5) 許可を受けないで備品及び器具等を使用し、又は移動をしないこと。
- (6) 会議室を会議の用途として使用する際は原則3時間以内とする。
- (7) 第2条第1項及び第6条第1項の使用期間は、原則1日以内とする。
- (8) 前各号に定めるもののほか、管理運営上支障のある行為をしないこと。

(指定管理に関する読替え)

**第10条** 指定管理者が管理を行う場合にあつては、第2条から第4条まで及び第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成29年12月8日から施行する。